

令和3年度
福島県立視覚支援学校
高等部
(普通科・本科保健理療科)

入学者選抜募集要項

〒960-8002 福島県福島市森合町6番34号

TEL 024-534-2574 FAX 024-533-2470

普通科・本科保健理療科

令和3年度福島県立視覚支援学校高等部（以下「視覚支援学校高等部」という）の入学者選抜は、「令和3年度福島県立特別支援学校高等部（以下「高等部」という）入学者選抜実施要綱」に定める事項によって実施する。

1 募集定員

普通科	5名程度
本科保健理療科	5名程度

2 教育内容

視覚支援学校高等部には、普通科と本科保健理療科（以下「保健理療科」という）が設置され学習指導要領に基づき個々の生徒に合わせた専門的できめ細かな指導を行う。

普通科は、高等学校に準拠した教育課程を履修すると共に、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能を習得させる。

保健理療科は、上記に加え、あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させる。併せて、履修によりあん摩マッサージ指圧師の国家試験受験資格を取得できる。

3 出願資格

【特別支援学校前期選抜】

視覚支援学校高等部に入学を出願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3に定められた視覚障がいのある者で、特別支援学校の中学部（以下「中学部」という）、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込み又は修了見込みの者（以下「卒業生及び卒業見込みの者」という）で、以下の①～②のいずれかに該当する者。

- ① 両眼の視力がおおむね0.3未満の者。
- ② 視力以外の視機能障がいが高度の者（拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者）。

【特別支援学校後期選抜】

上記の視覚障がい者及び原則として以下の①～③のいずれかに該当する者。

- ① 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者（合格者は除く）。
- ② 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- ③ 他都道府県から転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

4 出願方法

- (1) 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込みの者は、在学（出身）学校長を通して、視覚支援学校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、視覚支援学校長に出願する。

5 併願の取扱い

- (1) 同一人が同時に二つ以上の高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。
- (2) 視覚支援学校高等部において、相違なる学科間の併願は認めない。

6 出願期間

【特別支援学校前期選抜】

令和3年2月4日（木）から2月9日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

※受験票は、願書受付後に交付する。

【特別支援学校後期選抜】

令和3年3月16日（火）から3月17日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

7 出願に必要な書類

(1) 入学願書

本校所定の用紙を使用すること。

(2) 調査書

在学（出身）学校長が作成したもの（実施要綱様式第2号及び第3号、開封無効）。

ただし、年齢20歳以上の者は提出を免除し、卒業証明書に代えることができる。提出期間はこの要項「10 調査書の提出」に示す。

(3) 視覚障がい証明書類

身体障害者手帳の写しや眼科医の診断書又は意見書で、視覚障がいの程度がわかるもの。

※視覚支援学校より出願する者は除く。

(4) 志願者名簿

在学（出身）学校長は入学願書を提出するとき、所定の様式（実施要綱様式第4号）により作成し、添付すること。

(5) 入学検定料は、徴収しない。

8 出願先変更

【特別支援学校前期選抜】

出願者は、令和3年2月10日（水）から2月15日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

【特別支援学校後期選抜】

出願者は、令和3年3月18日（木）に、1回に限り出願先を変更することができる。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに在学（出身）学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、視覚支援学校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

9 出願の取消し

(1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第9号）を在学（出身）学校長を通して視覚支援学校長に提出する。

(2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を直接、視覚支援学校長に提出する。

(3) 出願を取り消す者は、出願した視覚支援学校長に受験票を返還する。

10 調査書の提出

【特別支援学校前期選抜】

在学（出身）学校長は、令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までに、視覚支援学校長に提出する。受付時間は午前9時から午後4時までとする。

【特別支援学校後期選抜】

調査書は入学願書に添付して提出する。受付時間は出願の場合と同じである。

11 選 抜

(1) 期日 【特別支援学校前期選抜】 令和3年3月3日（水）

【特別支援学校後期選抜】 令和3年3月22日（月）

(2) 内容

【特別支援学校前期選抜】

○学力検査は以下の通り実施する。

普通科A型（中学部又は中学校で、通常の教育課程を履修した者）

：国語、社会、数学、理科、外国語（英語）

普通科B型（知的障がい者及び重複障がい者を教育する中学部又は中学校で、国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者）

：国語、数学の2教科及び自立活動の諸検査又は作業・運動能力検査

普通科C型ーア（知的障がい者及び重複障がい者を教育する中学部又は中学校で、各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者）

：自立活動の諸検査又は作業・運動能力検査

普通科C型ーイ（知的障がい者及び重複障がい者を教育する中学部又は中学校で、自立活動を主とした教育課程を履修した者）

：自立活動の諸検査及び行動観察

保健医療科：国語、社会、数学、理科、外国語（英語）

○面接：志願者全員に実施する。

○理療に関する適性検査：保健医療科志願者にのみ実施する。

【特別支援学校後期選抜】

- 小論文（作文）：普通科A型・保健医療科志願者に実施する。
- 自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査：普通科B型・C型ーア・C型ーイ志願者に実施する。
- 面接：志願者全員に実施する。
- 理療に関する適性検査：保健医療科志願者にのみ実施する。

(3) 時程

【特別支援学校前期選抜】

【普通科A型・保健医療科】	
	実施項目
8:20～ 8:30	受付
8:30～ 8:50	オリエンテーション
9:00～ 9:50	国語
10:00～10:50	数学
11:00～11:50	理科
11:50～12:40	昼食・休憩
12:40～13:30	社会
13:40～14:30	外国語（英語）
14:40～16:30	面接
	適性検査 (保健医療科のみ)

【普通科B型】	
	実施項目
8:20～ 8:30	受付
8:30～ 8:50	オリエンテーション
9:00～ 9:25	国語
9:25～ 9:50	数学
10:00～10:50	自立活動の諸検査又は作業・運動能力検査
11:00～11:50	面接

【普通科C型ーア】	
	実施項目
8:20～ 8:30	受付
8:30～ 8:50	オリエンテーション
9:00～ 9:50	自立活動の諸検査又は作業・運動能力検査
10:00～10:50	面接

【普通科C型ーイ】	
	実施項目
8:20～ 8:30	受付
8:30～ 8:50	オリエンテーション
9:00～ 9:50	自立活動の諸検査及び行動観察
10:00～10:50	面接

【特別支援学校後期選抜】

【普通科A型・保健医療科】	
	実施項目
8:20～ 8:30	受付
8:30～ 8:50	オリエンテーション
9:00～ 9:50	小論文（作文）
10:00～11:30	面接
	適性検査 (保健医療科のみ)

【普通科B型・C型一ア・C型一イ】	
	実施項目
8:20～8:30	受付
8:30～8:50	オリエンテーション
9:00～9:50	自立活動の諸検査又は 作業・運動能力検査

(4) 受験会場：本校

(5) その他：受験の時、視力を補うものや配慮の要望等がある場合は、その旨を入学願書に記載のこと。なお、このことについては、事前に相談すること。

12 合格者発表

【特別支援学校前期選抜】令和3年3月15日（月）の正午以降に発表する。

【特別支援学校後期選抜】令和3年3月23日（火）の正午以降に発表する。

本校玄関前に掲示し、合格者に対し合格通知書を交付する。その際、受験票を提出すること。なお、電話による問い合わせには応じない。

13 入学辞退の手續

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）学校長を通して、視覚支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、視覚支援学校長に提出する。

14 その他

(1) 出願する場合には、事前に本校で実施する教育相談を必ず受けること。

(2) 寄宿舍への入舎を希望する者は、教育相談時に申し出ること。